ケアステーション、上京病院、仁和診療所、仁和診療所歯科、花ぐるま薬局、なごみ薬局、総合ケアステーションわかば、上京鍼灸治療院、訪問看護ステーションつくし、京都民医連中央病院、京都民医連太子道診療所、朱雀診療所、春日診療所、春日診療所神経科、京都民医連かみの診療所、京都民医連かどの三条こども診療所、コスモス薬局、訪問看護ステーションもみじ、訪問看護ステーションさわやか、訪問看護ステーション優歩、吉祥院病院、久世診療所、九条診療所、九条診療所歯科、西七条診療所、あらぐさ診療所、吉祥院こども診療所、あゆみ薬局、吉祥院訪問看護ステーション、東九条訪問看護ステーション、訪問看護ステーションこもれび、吉祥院病院付属鍼灸治療院、京都民医連第二中央病院、東山診療所、川端診療所、川端鍼灸治療所、田中診療所、京都民医連あすかい診療所、京都民医連あすかい診療所歯科、大宅診療所、京都民医連洛北診療所、すこやか薬局、すこやか薬局二条店、訪問看護ステーションたんぽぽ、訪問看護ステーションひまわり、訪問看護ステーションどんぐり、公益法人京都労働災害被災者援護財団京都城南診療所、京都協立病院、あやべ協立診療所、まいづる協立診療所、たんご協立診療所、ふくちやま協立診療所、在宅ケアステーションげんき、ほっとステーションきぼう、訪問看護ステーションゆたかの、ふれあいステーションゆきわり、やましろ健康医療生協あさくら診療所、やましろ健康医療生協あさくら診療所歯科、乙訓医療生活協同組合医誠会診療所及び医誠会訪問介護ステーション

兵庫県　財団法人京都工場保健会診療所神戸検診クリニック

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合東京勤労者医療会支部から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月17日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

埼玉県　みさと協立病院、メンタルクリニックみさと、三郷しいのき薬局及び訪問看護ステーション早稲田

千葉県　東葛病院、東葛病院附属診療所、新松戸診療所、新松戸メンタルクリニック、野田南部診療所、あびこ診療所、新松戸歯科、野田南部歯科、東葛歯科、わかば薬局、ひばり薬局、ひいらぎ薬局、江戸川台薬局、たんぽぽ訪問看護ステーション、なのはな訪問看護ステーション、野田南部訪問看護ステーションそよかぜ、わかくさ訪問看護ステーション及び柏豊四季訪問看護ステーション

東京都　代々木病院、代々木診療所、外苑診療所、農大通り診療所、おおくぼ戸山診療所、代々木歯科、川島歯科、たくみ外苑薬局、神宮前薬局、つくし薬局、代々木訪問看護ステーション、ほんまち訪問看護ステーション、戸山訪問看護ステーション、経堂すずらん訪問看護ステーション及びはたがや協立診療所

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合健和会支部から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月17日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

埼玉県　みさと健和病院、みさと健和団地診療所、みさと健和歯科、みさと健和クリニック及びまちかどひろばクリニック

東京都　柳原病院、柳原リハビリテーション病院、柳原診療所、健愛クリニック、かもん宿診療所、柳原腎クリニック、柳原歯科、柳原ホームケア診療所、クリニック柳島、四ツ木診療所、蒲原診療所、蒲原歯科診療所及びすみだ共立診療所

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、長崎私交通労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年３月18日以降、同組合の組合員が従事する長崎自動車株式会社の全職場（愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、長崎県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、岡山労働局の関係労働者を代表する者福浦辰幸の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年３月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、岡山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成23年３月18日

４　推薦書及び添付書類提出先　岡山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

謄　本　綴

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成23年３月１日に司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成23年３月９日

静岡地方法務局長　石井　末弘

記

氏名　生田　俊美

所属する司法書士会　静岡県司法書士会

登録番号　静岡第358号

事務所の所在地　静岡県静岡市葵区千代田四丁目11番17号

違反行為　業務外行為

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成23年３月１日から４か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成23年３月９日

福岡法務局長　寺島　　健

記

氏名　安藤　静香

所属する司法書士会　福岡県司法書士会

登録番号　福岡第1278号

事務所の所在地　福岡市博多区博多駅南１丁目３番６号

違反行為　非弁行為及び業務外行為等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成23年２月28日から４か月間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成23年３月９日

さいたま地方法務局長　浅井　琢児